

大学業務効率化推進に関する支援業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務の目的及び受託候補者の特定方法

新型コロナウイルス感染症の世界的流行を契機として、社会や経済の仕組みを従来のアナログ情報を基盤とする構造からデジタル情報を活用する構造へ変革するデジタルトランスフォーメーションが一挙に進みつつある。そうした中、本学では、こうした社会構造の変革に鑑み、開学30周年にあたる2024年を目標年とし、デジタル化を推進することとしている。その一つとして、「業務・サービスのデジタル化」を掲げており、ペーパーレス化、オンライン化、定例業務フローの自動化や業務改革の推進を図るものである。

現在、本学事務局では、所掌事務に係る単位業務ごとに細分化した事務マニュアルを作成し、運用することとしているが、事務マニュアル記載内容の点検・見直しが十分にできていない業務もある。また、対応すべき業務課題が多様化・増加していること等による恒常的なマンパワー不足等から、社会環境の変化等に対応した事務改善や業務の見直しが十分にできていない状況にある。

こうした現状を踏まえ、まずは、既存の事務マニュアルを含めた事務の実状調査（現状把握）による問題点の抽出と、業務のシステム対応や委託などの改善方法の仕分けを業務委託により実施し業務改善を推進しようとするものである。

については、経験や知見を有する民間事業者による公募型プロポーザルを実施し、本学事務局の業務効率化推進支援業務に係る受託候補者を特定する。

2 業務内容

(1) 業務名

大学業務効率化推進支援業務

(2) 業務内容

別紙「大学業務効率化推進支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から2022年3月31日

(4) 予定価格

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする。

5,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(5) 事業担当課

広島市立大学事務局総務室（経営グループ）

住所：〒731-3194 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号

電話：TEL 082-830-1670

E-mail: keiei@m.hiroshima-cu.ac.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (1) 公立大学法人広島市立大学契約規程第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込時に広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (3) 公告の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分、公立大学法人広島市立大学の指名停止措置又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取り消しを受

けていない者であること。

(4) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

4 公募型プロポーザル参加申込

(1) 申込期間

公示日から2021年8月5日（木）までの土曜日及び日曜日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記2(5)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）及び会社概要（様式3）を作成し、前記2(5)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと）で提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

資格確認後、速やかに参加資格確認結果通知を発送する。

5 質問の受付と回答

(1) 提出期限

2021年8月2日（月）午後5時15分

(2) 提出場所

前記2(5)に同じ。

(3) 提出方法

仕様書等に関する質問書（様式4）を作成し、電子メールにて提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問を受け付けた日以後において、質問者にメール等で直接回答するとともに、広島市立大学ウェブサイトに掲載する。

6 事務一覧表等の提示

事務一覧表等を参考で一部例示しているが、事務一覧表等の全ての提示を希望する参加者は、本学へ情報の秘密保護に関する誓約書を提出すること。

(1) 提出期限

2021年8月26日（木）午後5時15分

(2) 提出場所

前期2(5)に同じ。

(3) 提出方法

前記2(5)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと）で提出すること。

(4) 事務一覧表等の提示方法

情報の秘密保護に関する誓約書を受領後、別途本学より連絡する。

7 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の構成

ア 表紙

「大学業務効率化推進支援業務提案書」と記載するとともに、提案者名を記載し、押印すること。ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には、社標など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

イ 企画提案

(ア) 仕様書に示す本学の要求事項を基本として、提案者の経験や知見を活用し、本業務が最大限成果を上げるための提案を行うこと。

(イ) 記載に当たっては、専門用語を多用しない等、分かりやすさ、読みやすさに努めること。また、写真、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。

(ウ) 別紙「大学業務効率化推進支援業務に係る提案依頼事項」に示す各項目の記載内容に基づいて記載すること。

(エ) 提案された内容については、追加仕様として取扱うので、提案に当たっては提案価格内で実現可能なものを記載すること。

(2) 業務見積書の提出

企画提案書とともに業務見積書を業務費内訳の確認のため提出すること。ただし、契約の締結に当たっては、別途見積書の提出を求める。

(3) 提出部数等

ア 提出部数 正本 書面1部

副本 書面10部、電子データ（CD-R等の記録媒体に保存したもの）1部

イ 書式体裁 大きさは、A4判とし、20頁以内とする。（表紙及び目次は含めない。）

（資料やイメージ図など、見やすくするためA3判を使用する場合は、A4判の大きさを三ツ折にすること。）

ウ その他 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

(4) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 2021年8月26日（木）午後5時15分

イ 提出場所 前記2(5)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。期限までに必着のこと。）により提出すること。

8 企画提案書の説明

企画提案書説明会はオンラインによる開催を予定している。日時や方法については、別途通知する。参加者による提案内容の説明は40分、質疑応答は10分として実施することを予定している。なお、追加資料の提出は認めない。

※ 企画提案書の説明は、原則執務担当者が行うこと。また、説明会の参加者は3名以内とすること。企画内容等をプロジェクターなどに投影し、説明することは可とする。

9 審査方法

(1) 企画提案書の審査は、本学が設置する大学業務効率化推進支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。

委員長 総務・危機管理担当理事
副委員長 企画・戦略担当副理事
委員 事務局次長
事務局総務室長
事務局教務・研究支援室長
事務局学生支援室長

(3) 審査基準

別紙「大学業務効率化推進支援業務提案依頼事項」に示す評価基準による。

(4) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において審査された提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を本業務の契約の受託候補者として特定する。

ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、本学の求める最低水準（6割）に達していないと判断された場合においては、この限りでない。

イ 合計得点の最高位の者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

10 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

(2) 審査結果の公表

契約の締結後に、企画提案参加者の商号・名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、企画提案参加者に通知するとともに、広島市立大学ウェブサイトで公表する。

11 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者と見積合わせを実施の上で、随意契約を締結する。

なお、契約金額は、企画提案書等として提出された見積り金額を上限額とする。

(2) 契約を締結する場合において、受託候補者は契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を締結して、本学に当該契約書を提出したときは、契約保証金の納付を免除する。

(3) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積合わせを実施の上、随意契約を締結する。また、特定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金程度の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を本学に支払うものとする。

(4) 受託候補者との協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積合わせを実施の上、随意契約をする。

12 その他

(1) 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書が、その提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。

(3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画

提案参加者の負担とする。

- (4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について、虚偽の記載その他不正行為をした場合は、失格にするとともに指名停止その他の措置を行うことがある。
- (6) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に企画提案参加者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年3月29日広島市条例第6号）第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除き、開示請求者に開示する。
- (7) このプロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者特定の公表までの間において、本契約に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、失格にするとともに指名停止その他の措置を行うことがある。

13 問い合わせ先

前記2(5)に同じ。